

藤沢市市民センター貸室ネーミングライツパートナー募集要項
(施設特定型募集)

1 目的

藤沢市（以下「市」という。）が保有する〔別紙〕募集対象施設等一覧に記載の施設について、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツとは、公共施設等に企業名や商品名等を冠した名称（以下「愛称」という。）を付与する権利です。

パートナーとは、施設名等に愛称を付与する権利を有する者をいいます。

本要項は、募集について必要な事項を定めたものです。

2 募集の概要

(1) 募集対象施設等及び主な条件

〔別紙〕募集対象施設等一覧をご確認ください。

(2) ネーミングライツ料について

ネーミングライツ料として、希望する年間金額（消費税及び地方消費税を除く。）を提案してください。

※最低金額は、消費税及び地方消費税を含み1部屋当たり20万円とします。

※複数の部屋を対象として契約を締結する場合、ネーミングライツ料の合計額から契約部屋数に1%を乗じた割合を控除します。

(3) 愛称の使用開始予定日

2025年（令和7年）4月1日開始予定

(4) 命名に伴う留意事項

ア パートナーは、当該施設等に愛称を付与することができます。ただし、施設等の設置目的や性格にふさわしく、親しみやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られる愛称とします。

イ パートナーが命名するのは一般的な呼称として用いられる名称であり、条例で定める施設等の正式名称を変更するものではありません。

ウ パートナーは、パートナーであることを、パートナーが管理するホームページ、出版物等に表示することができます。

エ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内における愛称の変更は認めません。

オ 次に該当するものは愛称として使用することができません。

(ア) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの

(イ) 人権侵害となるもの又はその恐れのあるもの

(ウ) 第三者の商標権・著作権等の侵害となるもの又はその恐れのあるもの

- (エ) 政治性又は宗教性のあるもの
- (オ) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (カ) 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害する恐れのあるもの
- (キ) その他愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

(5) 契約期間

契約期間は、原則として2025年（令和7年）4月1日から2028年（令和10年）3月31日までの3年間とします。

(6) 愛称掲示場所等及び費用負担等について

ア 愛称が掲示される看板等について

- (ア) 表示の変更等は、2025年（令和7年）4月1日から可能となります。
- (イ) 表示変更は、市や関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行うこととし、看板等の追加設置については、施設所管課等との相談によるものとします。
- (ウ) 表示変更等に当たっては、変更前に表示内容を市に提示し、確認を受ける必要があります。

イ 印刷物等の掲載について

- (ア) 市が作成するパンフレット等の印刷物に掲載する施設名等は、原則として愛称を使用しますが、正式名称と併記する場合があります。
- (イ) 市が作成するパンフレット等の印刷物やホームページの表示変更は、契約締結後に作成するものからとします。

ウ 費用等の負担

市とパートナーの費用負担は次によるものとし、パートナーは当該費用について、ネーミングライツ料とは別に負担していただくものとします。

区分	市	パートナー
敷地内外の看板等の表示変更（※1）		○
建物内での広告物の設置又は配架（※2、3）		○
契約期間終了後の原状回復		○
市が発行するパンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更	○	

※1 市は、表示変更に係る民間事業者等の紹介等を行うことができません。

パートナーご自身で交渉の上、ご対応いただきます。

※2 広告物の設置または配架を希望する場合、施設所管課等と協議していただきます。

※3 パートナーは、命名権を取得した施設内において広告物の設置と配架の両方を行う場合には、1部屋につき10,000円（消費税額及び地方消費税額に相当す

る金額を含む。)を契約金額に加算するものとします。

3 応募資格

応募資格を有する者は、経営が安定しており、社会貢献や法令遵守等について理解のある法人及びその他団体とします。ただし、次に掲げる者は対象外とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する事業等及びこれに類似する事業等を営む者
- (2) ギャンブル（公営競技及び当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づく宝くじを除く。）に関する事業等を営む者
- (3) 債権取立て、示談引受け等に関する事業等を営む者
- (4) 個人輸入代行等に関する事業等を営む者
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業のうち、消費者金融、事業者金融、不動産担保ローン等を専ら営む者
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業等を営む者
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引を行う事業等を営む者
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続開始の申立てがなされている者
- (9) 藤沢市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当する者
- (10) 利殖を目的とした投資・投機のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業等を営む者
- (11) 法令等に違反している者
- (12) 法律の定めのない医療類似行為を行う者
- (13) 行政機関からの行政指導等を受け、改善がなされていない者
- (14) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている事業等を営む者
- (15) 応募時点で市から指名停止措置等を受けている者
- (16) 市税（地方消費税を含む。）を滞納している者
- (17) その他市長がパートナーとして不適當であると認める者

4 申込方法

- (1) 電子申請 (e-kanagawa) にて参加申請を行ってください。
(https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142051-u/offer/offerList_detail?tempSeq=86724)
- (2) 次の書類を電子申請に添付、持参又は「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」のいずれかの方法による郵送により提出してください。電子申請は、合計で100MBまで添付することができます。
 - ア 参加申込書兼誓約書 (様式第1号)
 - イ 会社概要
 - ウ 直近3事業年度分の決算報告書 (貸借対照表、損益計算書等) 及び事業報告書
 - エ 法人の登記事項証明書

【留意事項】

- ・ 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
 - ・ 提出された書類は返却しません。
 - ・ 提出された書類は、藤沢市行政情報公開条例 (平成12年条例第68号) に基づく情報公開請求があった場合には、同条例に基づき公開することがあります。
 - ・ 申込書等の提出後に辞退する場合は、辞退届 (任意書式) を提出してください。
- (3) 申込書等の提出期間
2024年 (令和6年) 12月1日 (日) から2025年 (令和7年) 1月31日 (金) まで
 - ※ 直接持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日は除き、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの受付とします。
 - ※ 郵送の場合は、必着とします。
 - ※ 資料を直接持参、郵送する場合でも、電子申請にて参加申請をしてください。

(4) 受付場所

直接持参及び郵送の場合は、次の場所へ持参もしくは郵送をしてください。

〒251-8601

藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎7階

藤沢市役所 市民自治推進課

5 提案方法

- (1) 提案書は、電子申請 (e-kanagawa) からダウンロードしてください。
- (2) 提案者は、提案書に必要な事項を記載し、次の方法により提出してください。
- (3) 提案書は、持参又は「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」のいずれかの方法による郵送により提出してください。

※ 直接持参の場合は、封入封緘の上ご提出ください。

(4) 提案書受付期間

2024年(令和6年)12月1日(日)から2025年(令和7年)1月31日(金)まで

※ 直接持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日は除き、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの受付とします。

※ 郵送の場合は、必着とします。

(5) 受付場所

直接持参及び郵送の場合は、次の場所へ持参もしくは郵送をしてください。

〒251-8601

藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎7階

藤沢市役所 市民自治推進課

(6) 提案金額の記入方法

提案金額の記入は、算用数字を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入し、応募を希望する施設についてのみ金額を記入してください。優先交渉権者の決定にあたっては、提案金額に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加算した金額にて決定しますので、提案金額は消費税及び地方消費税に相当する金額を含まない金額とし、1部屋につき1年当たりの金額を記入してください。

(7) 提案書の引換え

提案者は、その提出した提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(8) 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する者の提案は無効とし、無効の提案を行った者を優先交渉権者としていた場合には、優先交渉権者の決定を取り消します。

ア 応募に参加する資格のない者

イ 提案書に不明な事項を記載した者又は提案書に記名若しくは押印をしなかった者

ウ 1物件につき、2通以上の提案書を提出した者

エ 1物件につき、他人の代理も兼ねて提案に参加した者又は1人で2人以上の代理をした者

オ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 前各号に定めるもののほか、この募集要項に規定する提案に関する事項に違反した者

(9) 委任状

代理人が提案に参加する場合は、提案書と合わせて委任状（任意様式）を提出してください。応募申請書兼誓約書の申込人が提案に参加される場合は不要です。

6 選定方法等

(1) 優先交渉権者の選定方法

申込締切後、応募企業等から提案金額が最も高かった者を優先交渉権者として選定します。また、提案金額が同額の場合は抽選により選定します。

(2) 審査結果の通知

審査の結果、優先交渉権を得た者があるときにはその者の法人名及び提案金額を、優先交渉権を得た者がいないときはその旨を参加申請時に登録したメールアドレスに通知します。

(3) 愛称の選定

優先交渉権者となった者は、2025年（令和7年）2月7日（金）までに愛称提案書（様式第2号）により愛称の提案をしてください。

※愛称に商品名等を使用する場合は、当該商品等の概要が分かるものを添付してください。

(4) パートナーの決定

庁内での審査の結果を踏まえ、市長がパートナーを決定します。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者にネーミングライツパートナー採用（不採用）決定通知書（様式第3号）により通知します。

(6) 公表

契約締結後、広報ふじさわ及び市のホームページ等を通じて、パートナーの名称、施設等の愛称、契約金額、契約期間等について公表します。

※ 途中経過については公表しません。

※ 応募状況及び提案の内容等については公表しません。

【市が実施を予定している愛称の周知（広報）活動】

ア マスコミへの情報提供等を通じての愛称の周知

イ 市ホームページ（施設ホームページ、施設所管課ホームページ等）への掲載

ウ 市が発行する広報紙（広報ふじさわ）、公式SNS等での周知

7 実施スケジュール

日程内容

日にち	内容
令和6年12月1日(日)	パートナー募集開始
令和7年1月31日(金)	申込書等の提出期限
令和7年2月3日(月)	優先交渉権者の選定(抽選の場合あり)
令和7年2月7日(金)	愛称提案書の提出期限
令和7年2月中旬	審査結果の通知
令和7年2月下旬	契約締結、愛称等の公表
令和7年4月1日(火) 予定	愛称の使用開始

8 契約の締結及び更新

(1) 契約の締結

市とパートナーでネーミングライツ導入に必要な事項(優先交渉権者の希望により新規に設置する看板等がないか等)を協議の上、ネーミングライツパートナー契約を締結します。

(2) 契約の更新

ネーミングライツパートナー契約の期間終了後、パートナーが契約更新を希望する場合は、パートナーが優先的に交渉することができる優先応募権を持つものとなります。この場合も、パートナーは、市が募集要項で定める応募に必要な書類を提出し、選定委員会における審査や契約内容の協議を経た上で、パートナーとして更新できることとします。

9 ネーミングライツ料の支払

ネーミングライツ料は、毎年度当初に本市が発行する納付書により、納付期限までに当該年度分(4月から翌年3月分まで)を一括してお支払いただきます。

年度の途中から契約を開始する場合には、本市が発行する納付書の納付期限までにその年度分の支払額を一括してお支払いただきます。

10 契約の解除等

パートナーが次の事項に該当した場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。この場合、原状回復等に必要な費用はパートナーの負担となり、既に納付されたネーミングライツ料があった場合、契約満了前であっても返還はされません。

(1) パートナーが応募資格を満たさなくなったとき。

(2) パートナーが市の指定する期日までにネーミングライツ料を納入しないとき又

- はパートナーの社会的及び経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。

1 1 その他

(1) 愛称使用の禁止について

愛称の使用が禁じられている国際大会等の開催期間においては、大会主催者等からの要請を受けて、愛称ではなく条例に基づく正式名称を使用する場合があります。

(2) 愛称に関する知的財産権を取得する場合

ア 愛称の標示のロゴ等を商標登録する場合は、パートナーの商標として登録することになります。

イ 市はロゴ等が無償で使用できることとします。商品のパッケージ等に第三者が使用する場合の条件については、パートナーと当該第三者が個別に協議してください。

ウ 第三者の知的財産権を侵害しないか、パートナーの責任で確認してください。

(3) この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。

(4) 不測の事態等が生じたときは、この要項に記した内容に関わらず、臨機の措置をとることがあるものとします。

1 2 問合せ先

藤沢市 市民自治部 市民自治推進課

住 所 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市役所本庁舎7階

電 話 0466-50-3516 (直通)

メールアドレス fj-jiti-s2@city.fujisawa.lg.jp

以 上